

訪問看護重要事項説明書

<令和 7年 10月 1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0996-20-8300 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 永野 裕

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 訪問看護ステーションこんにちわの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 市比野福祉会 訪問看護ステーション こんにちわ
所在地	鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地16
介護保険指定番号	訪問看護 4661590291号
サービスを提供する地域*	薩摩川内市(甕島を除く)、さつま町(旧宮之城町のみ)、日置市(旧東市来町のみ)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

管理者1名(看護師)、看護師・准看護師を含む1.5名以上(非常勤看護師を含む)の合計3名以上の職員を配置し、常勤換算で2.5名以上の職員を配置します。

(3) サービスの提供日及び提供時間帯

・提供日 月曜日から土曜日までとする。但し、日曜祭日及び年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。ただしご利用者様の病状により訪問の必要性がある場合のみ訪問します。

	通常時間帯 8:30～17:30	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日(月～土)	○	○	○	○	
日・祭日	—	—	—	—	

* 提供する時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 訪問看護

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 病状の観察 | (6) 服薬管理 |
| (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持 | (7) ターミナルケア |
| (3) 食事及び排泄等日常生活の世話 | (8) 認知症の看護 |
| (4) 褥瘡の予防・処置 | (9) 療養生活や介護方法の指導 |
| (5) リハビリテーション | (10) カテーテル等の管理 |
| | (11) その他医師の指示による医療処置 |

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険法及び関係法令の定めるところにより保険給付率に応じた保険負担額とします。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

詳細につきましては【訪問看護契約書別紙】(サービス利用表)にてご確認ください。

尚ご利用者様の急変等やむを得ずサービス提供時間が1時間30分を超えた場合、30分毎に500円徴収いたします。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、1回の訪問毎に400円の交通費が必要です。

(3) 実費

オムツ代、衛生材料は実費負担となります。
又死後の処置料は 5000円です。

(4) その他

① ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は
ご利用者様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

当月訪問分の自己負担金は翌月の月初めに請求をいたしますので現金にてお支払い下さい。
尚、お支払いいただきますと領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談ください。
介護支援専門員からの依頼により契約を結び訪問看護計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する時は介護支援専門員、若しくは当事業所にお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、御連絡いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、事業者もしくは訪問看護師が故意または過失により利用者もしくはその家族の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい背信行為(各種ハラスメント・不法行為)等、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者様は即座にサービスを終了することができます。

・ご利用様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者もしくはその家族等が故意または重大な過失により事業者もしくは訪問看護師等の生命・身体・財産・信用を傷つけ、または著しい背信行為（ハラスメント・不法行為）等を行った場合は、介護支援専門員に相談し即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
24時間対応体制	○	常時職員が交代で携帯電話を所持しています。
従業員への研修の実施	○	毎月1回併設の医療機関による研修会の方へ参加しています。

(2) 虐待防止の取り扱い

虐待の状況を確認した場合には、行政機関等の通報など必要な処置を行います。

7. 緊急時の対応方法

(1) サービス提供中の容態変化

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、次の様に対応いたします。

①軽度の場合は、主治医へ連絡し指示を仰ぎます。②重度の場合は救急隊へ連絡をいたします。その後主治医へ連絡し、次に親族・居宅介護支援事業者等へ早急に、ご連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
居宅介護支援事業者	介護支援専門員氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

(2) 非常災害対策

訪問時における非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、万全の対策を講ずるとともに、ステーションの従業員等が常に防災に心がけるようにします。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供に際して事故が発生した場合は事故の状況及び事故に対してとった処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合はご利用者様に対して損害を賠償します。

9. 守秘義務

職員は訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

10. 個人情報の保護

ご利用者様の個人の情報を含む各種記録等については、関係法令及び社会医療法人卓翔会・個人情報保護法マニュアル等に基づき個人情報の保護に努めます。

また個人情報の取り扱いに関するご利用者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応します。

11. 非常災害対策

訪問時における非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、万全の対策を講ずるとともに、ステーションの従業員等が常に防災に心がけるようにします。

12. 衛生管理

感染症の発生及びまん延などに関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等を行い、事業所としての努力を講じます。

13. 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合でも、介護サービスが継続的に提供できる体制で構築できる観点から、業務計画に向けた計画(BCP:事業継続計画)等の策定、研修の実施、訓練等を行い、事業所としての努力を講じます。

14. 記録の整備

職員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。
又ご利用者様に対する訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しその完結の日から五年間保存します。

- ① 主治の医師による指示の文書
- ② 訪問看護計画書または介護予防訪問看護計画書
- ③ 訪問看護報告書または介護予防訪問看護報告書
- ④ 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ⑤ 市町村への通知による記録
- ⑥ 苦情内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- ⑧ 身体的拘束などの態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

15. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所相談・苦情担当
・担当：永野 裕 電話：0996-20-8300
- ② ・鹿児島県国民健康保険団体連合会
〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6
鴨池南国ビル 電話：099-213-5122
- ③ ・通常の実施地域内の市町村
○ 〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22 薩摩川内市役所 0996-23-5111
○ 〒895-1803 さつま町宮之城屋地1565-2 さつま町役場 0996-53-1111
○ 〒899-2592 日置市伊集院町郡1丁目100 日置市役所 099-273-2111

16. 訪問看護ステーションこんにちわの概要

名称・法人種別	社会福祉法人 市比野福祉会
代表者役職・氏名	理事長 銚之原 律子
所在地	鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地16
営業所数等	訪問看護ステーション 1カ所

介護老人保健施設	2カ所
短期療養介護施設	2カ所
通所リハビリテーション	1カ所
居宅介護支援事業所	1カ所
認知症対応型共同生活介護	1カ所
訪問リハビリテーション	1カ所
小規模多機能型居宅介護施設	1カ所

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

訪問看護または介護予防訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地16

事業者名 訪問看護ステーションこんにちわ

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護または介護予防訪問看護についての重要事項の説明を受け訪問看護または介護予防訪問看護サービスの実施に同意しました。

利用者 住所
氏名

(署名代行者:続柄) 住所
() 氏名

印

【訪問看護契約書別紙】(サービス利用表)

1割負担用

○ 訪問看護サービス提供責任者

氏名 永野 裕 連絡先 0996-20-8300

○ 訪問看護の内容

提供するサービスの内容は下記のとおりで

	訪問曜日	時間帯	所要時間	訪問看護の内容	介護保険適用
①		～			○
②		～			○
③		～			○
④		～			○
⑤		～			○

※訪問の時間帯は若干変更する場合があります。

※利用者様の状態によりサービス内容・所要時間の変更、または事業所の都合により訪問曜日・訪問時間の変更がある場合があります。その際は書類を変更をします。

○ 訪問看護 利用料金

准看護師訪問は90/100

	訪問時間	基本料金(介護保険適用外の料金)	介護保険適用の場合の利用料金
	20分以内	3,140 円	314 円
	30分以内	4,710 円	471 円
	60分以内	8,230 円	823 円
	90分以内	11,280 円	1,128 円

○ 介護予防訪問看護 利用料金

准看護師訪問は90/100

	訪問時間	基本料金(介護保険適用外の料金)	介護保険適用の場合の利用料金
	20分以内	3,030 円	303 円
	30分以内	4,510 円	451 円
	60分以内	7,940 円	794 円
	90分以内	10,900 円	1,090 円

○ 加算について

初回加算 I	350単位	初回加算 II	300単位
退院時共同指導加算	600単位/退院時	ターミナルケア加算	2500単位/死亡月
緊急時訪問看護加算 I	600単位/月1回	緊急時訪問看護加算 II	574単位/月1回
専門管理加算	250単位/月1回	遠隔死亡診断補助加算	150単位/回
特別管理加算 I	500単位/月1回	長時間訪問看護加算	300単位/週1回
特別管理加算 II	250単位/月1回	看護体制強化加算 (I)	550単位/月
サービス提供体制強化加算 (I) 1	6単位/1回	看護体制強化加算 (II)	200単位/月
サービス提供体制強化加算 (II) 1	3単位/1回	看護・介護職員連携強化加算	250単位/1回限り
口腔連携強化加算	50単位/月1回		
早朝・夜間・深夜の訪問看護	早朝 (6:00～8:00)		25/100
	夜間 (18:00～22:00)		25/100
	深夜 (22:00～6:00)		50/100
複数名訪問看護加算 (I)	2人の看護師が同時に訪問看護を行う場合	30分未満	254単位/1回
		30分以上	402単位/1回
複数名訪問看護加算 (II)	看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合	30分未満	201単位/1回
		30分以上	317単位/1回

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂きサービス提供証明書を発行します。

○ その他

超過料金:利用者の急変によりやむえずサービス提供時間が1時間30分を超えた場合、30分ごとに500円徴収する場合があります。

交通費:通常の実施地域以外の場合は1回につき400円

通常の実施地域「薩摩川内市(甑島を除く)

さつま町(旧宮之城のみ)・日置市(旧東市来町のみ)

令和

年

月

日

利用者:

印

代理人 ():

印

説明者

印

訪問看護重要事項説明書

<令和 7年 10月 1日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0996-20-8300(午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 永野 裕

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 訪問看護ステーションこんにちわの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人 市比野福祉会 訪問看護ステーション こんにちわ
所在地	鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地16
指定番号	訪問看護 4661590291
サービスを提供する地域 *	薩摩川内市(甕島を除く) さつま町(旧宮之城町のみ)・日置市(旧東市来町のみ)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

管理者1名(看護師)、看護師・准看護師を含む1.5名以上(非常勤看護師を含む)の合計3名以上の職員を配置し、常勤換算で2.5名以上の職員を配置します。

(3) サービスの提供日及び提供時間

月曜日から土曜日までの8:30～17:30までとし、日曜祭日及び年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。ただし利用者の病状により訪問の必要性がある場合のみ訪問します。

3. サービス内容

(1) 訪問看護

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 服薬管理
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他医師の指示による医療処置

4. 利用料金

(1) 利用料

各健康保険法に基づき厚生労働大臣の定めるところにより算定した訪問看護に要する一部負担額です。詳細につきましてはサービス利用料金票にてご確認ください。

尚利用者様の急変等やむを得ずサービス提供時間が1時間30分を超えた場合、30分毎に500円徴収いたします。

(2) 交通費

通常のサービス実施地域にお住まいの方は1回の訪問毎に200円です。

それ以外の地域の方は、1回の訪問毎に400円の交通費が必要です。

(3) 実費

オムツ代、衛生材料は実費負担となります。

又死後の処置料は 5000円です。

(4) その他

① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者様のご負担になります。

② 料金のお支払方法

当月訪問分の自己負担金は翌月の月初めに請求をいたしますので現金にてお支払い下さい。

尚、お支払いいただきますと領収証を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用者様・ご家族の訪問看護利用希望または主治医の指示により契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する場合はお早めにお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、文書で通知いたします。

③ 自動終了

- ・利用者様が介護保険を申請された場合
- ・利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、事業者もしくは訪問看護師が故意または過失により利用者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい背信行為(各種ハラスメント・不法行為)等、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業所が破産した場合、ご利用者様は 文書で解約を 通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者もしくはその家族等が故意または重大な過失により事業者もしくは訪問看護師等の生命・身体・財産・信用を傷つけ、または著しい背信行為(ハラスメント・不法行為)等を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1) サービス利用のために

事項	有無	備考
24時間連絡対応	○	常時職員が交代で携帯電話を所持しています。
理学療法士の有無	×	
従業員への研修の実施	○	毎月の病院開催の勉強会・外部へ研修会出席

(2) 身体拘束・虐待防止の取り扱い

サービスの提供にあたりやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないこととしています。
また、虐待の状況を確認した場合には、行政機関等の通報など必要な処置を行います。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、次の様に対応いたします。

①軽度の場合は、主治医へ連絡し指示を仰ぐ。②重度の場合は救急隊へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

サービスの提供に際して事故が発生した場合は事故の状況及び事故に対して実施した処置を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は利用者に対して損害を賠償します。

9. 記録の整備

職員、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

又利用者様に対する訪問看護提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しその完結の日から五年間保存します。

- ①主治医の医師による指示の文書
- ②訪問看護計画書
- ③訪問看護報告書
- ④提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ⑤苦情内容等の記録
- ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

10. 秘密保持

職員は訪問看護を提供する上で知り得た利用者及び家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

11. 個人情報の保護

利用者様の個人の情報を含む各種記録等については、関係法令及び医療法人卓翔会・個人情報保護法マニュアル等に基づき個人情報の保護に努めます。

また個人情報の取り扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応します。

12. 非常災害対策

訪問時における非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、万全の対策を講ずるとともに、ステーションの従業員等が常に防災に心がけるようにします。

13. サービス内容に関する苦情・処理体制

① サービス利用者相談・苦情担当

・担当：永野 裕

電話：0996-20-8300

② ・鹿児島県国民健康保険団体連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6

鴨池南国ビル

電話：099-213-5122

③ ・通常の実施地域内の市町村

○ 薩摩川内市役所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22

電話：0996-23-5111

○ さつま町役場

〒895-1803 さつま町宮之城屋地1565-2

電話：0996-53-1111

○ 日置市役所

〒899-2592 日置市伊集院町郡1丁目100

電話：099-273-2111

————— 契約をする場合は以下の確認をすること —————

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて訪問看護重要事項について説明しました。

事業者

所在地 鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地16

名称 社会福祉法人 市比野福祉会

訪問看護ステーション こんにちわ

理事長 銚之原 律子 印

説明者

所属 訪問看護ステーション こんにちわ

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項についての説明を受け訪問看護サービスの実施に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

() 氏名

印

【訪問看護契約書別紙】(サービス利用表)

- 訪問看護サービス提供責任者

氏名 永野 裕 連絡先 0996-20-8300

- 訪問看護のサービス内容

	訪問曜日	訪問時間帯	訪問看護の内容
①		～	
②		～	
③		～	

※訪問の時間は若干変更する場合がありますが必ず事前に連絡いたします。

※利用者様の状態によりサービス内容の変更、または事業所の都合により訪問曜日・訪問時間の変更がある場合があります。その際は書類を変更します。

- 訪問看護利用利用料金

准看護師訪問は90/100

	全額負担	3割負担	2割負担	1割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ)週3回まで	5,550円	1,665円	1,110円	555円
訪問看護基本療養費(Ⅰ)週4回以降	6,550円	1,965円	1,310円	655円
訪問看護管理療養費(初日)	7,670円	2,301円	1,534円	767円
訪問看護管理療養費1(2日目以降)	3,000円	900円	600円	300円
訪問看護管理療養費2(2日目以降)	2,500円	750円	500円	250円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)(同一建物居住者)	2,980円	894円	596円	298円
①同一に2人 週3日まで	5,550円	1,665円	1,110円	555円
②同一に2人 週4日以降	6,550円	1,965円	1,310円	655円
①同一に3人 週3日まで	2,780円	834円	556円	278円
②同一に3人 週4日以降	3,280円	984円	656円	328円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)(外泊時)	8,500円	2,550円	1700円	850円

- 加算について(1)

准看護師訪問は90/100

	全額負担	3割負担	2割負担	1割負担
24時間対応体制加算(イ)	6,800円/月	2,040円/月	1,360円/月	680円/月
24時間対応体制加算(ロ)	6,520円/月	1,956円/月	1,304円/月	652円/月
緊急訪問看護加算 月14日目まで	2,650円/日	795円/日	530円/日	265円/日
緊急訪問看護加算 月15日目以降	2,000円/月	600円/月	400円/月	200円/月
特別管理加算	5,000円/月	1,500円/月	1,000円/月	500円/月
特別管理加算	2,500円/月	750円/月	500円/月	250円/月
専門管理加算	2,500円/月	750円/月	500円/月	250円/月
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/回	630円/回	420円/回	210円/回
深夜訪問看護加算	4,200円/回	1,260円/回	840円/回	420円/回
複数名訪問看護加算(看護師の場合)	4,500円/回	1,350円/回	900円/回	450円/回
(准看護師の場合)	3,800円/回	1,140円/回	760円/回	380円/回
(看護補助者の場合)	3,000円/回	900円/回	600円/回	300円/回
難病等複数回訪問加算(1日2回の訪問)	4,500円/回	1,350円/回	900円/回	450円/回
(1日3回以上の訪問)	8,000円/回	2,400円/回	1,600円/回	800円/回
長時間訪問看護加算	5,200円/回	1,560円/回	1,040円/回	520円/回
訪問看護医療DX情報活用加算	50円/月	15円/月	10円/月	5円/月
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円	7,500円	5,000円	2,500円
退院時共同指導加算	8,000円/回	2,400円/回	1,600円/回	800円/回
特別管理指導加算(退院時共同指導加算算定時)	2,000円/月	600円/月	400円/月	200円/月
退院時支援指導加算	6,000円/回	1,800円/回	1,200円/回	600円/回

- 加算について(2)

在宅患者連携指導加算	3,000円/月	900円/月	600円/月	300円/月
------------	----------	--------	--------	--------

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/月	600円/月	400円/月	200円/月
訪問看護情報提供療養費	1,500円/月	450円/月	300円/月	150円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円/月	234円/月	156円/月	78円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1	10円/月	3円/月	2円/月	1円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2	20円/月	6円/月	4円/月	2円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3	30円/月	9円/月	6円/月	3円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4	40円/月	12円/月	8円/月	4円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5	50円/月	15円/月	10円/月	5円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6	60円/月	18円/月	12円/月	6円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7	70円/月	21円/月	14円/月	7円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8	80円/月	24円/月	16円/月	8円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9	90円/月	27円/月	18円/月	9円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10	100円/月	30円/月	20円/月	10円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11	150円/月	45円/月	30円/月	15円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12	200円/月	60円/月	40円/月	20円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13	250円/月	75円/月	50円/月	25円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14	300円/月	90円/月	60円/月	30円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15	350円/月	105円/月	70円/月	35円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16	400円/月	120円/月	80円/月	40円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17	450円/月	135円/月	90円/月	45円/月
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18	500円/月	150円/月	100円/月	50円/月

○利用料(加算を含む)

各健康保険法に基づき、厚生労働大臣の定めるとこのにより算出した訪問看護に要する一部負担金になります。詳細につきましてはサービス利用料金表をご確認ください。

○交通費

通常のサービス地域に在住の方は1回の訪問毎に200円です。

それ以外の地域の方は、1回の訪問毎に400円の交通費が必要です。

通常の実施地域「薩摩川内市(甕島を除く)さつま町(旧宮之城のみ)・日置市(旧東市来町のみ)

○その他

利用者の急変等によりやむを得ずサービス提供時間が1時間30分を超えた場合、30分ごとに500円を徴収いたします。

○相談・要望・苦情等の窓口

- ① 訪問看護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。(受付時間 月～土曜日 8:30～17:30)
※但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません

・担当者名：永野 裕

電話：0996-20-8300

- ② ・鹿児島県国民健康保険団体連合会

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6

鴨池南国ビル

電話:099-213-5122

- ③ ・通常の実施地域内の市町村

○ 薩摩川内市役所

電話:0996-23-5111

〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22

○ さつま町役場
〒895-1803 さつま町宮之城屋地1565-2

電話:0996-53-1111

○ 日置市役所
〒899-2592 日置市伊集院町郡1丁目100

電話:099-273-2111

上記の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

〈利用者氏名〉

印

〈代理人氏名〉

印